

所得税、市県民税の申告はお早めに！ 正しい申告と納税にご協力ください！

■申告書は1月下旬に発送します
申告書は、昨年の状況に基づき、申告が必要と思われる人へ1月下旬にお送りします。もし届かない場合は、申告相談会場か市税課でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合、申告用紙は送っていません。また、所得税の確定申告書については国税庁ホームページから取得することもできます。

■国民健康保険税・介護保険料の納付額証明、農業所得のお知らせ額は別便でお送りします
前記の納付額証明書やお知らせ額の通知は、申告書とは別に、該当する人へ市役所から直接お送りしますので、申告の際は忘れずにお持ちください。なお、国民年金については、市では納付証明書の発行ができません。申告には領収書、振替通知書などをお持ちください。

■問い合わせ
国民健康保険税と介護保険料（市に納付した人）↓国保年金課
※介護保険料が年金から引き落とされる人は、源泉徴収票に納付額の記載があります。
農業所得のお知らせ額↓市税課
国民年金保険料↓刈谷社会保険事務

とくろ
金山ビル1階（金山総合駅南口横）利用できる人
①所得が給与のみで次の還付申告書を提出する人
●医療費控除の適用を受ける人
●中途退職した人で、年末調整を受けていない人
●年末調整漏れの所得控除のある人
●2か所以上からの給与収入のある人
②所得が年金のみの人または年金と給与の人
③所得税の申告書の交付及び提出を希望する人
※利用できるものは平成16年分です。詳しくは、名古屋国税局のホームページ（http://www.nagoyanta.go.jp/）または、名古屋国税局個人課税課（☎052<gt>5511）へお問い合わせください。

ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署（☎21<gt>6211）、市役所市税課、または申告相談会場でお尋ねください。
また、市役所会場は特に混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。駐車場は市役所西会館（旧婦人会館）周辺または市役所正面（ダイエー跡地）の駐車場をご利用ください。

所国民年金課（☎21<gt>2111）

■申告書は自分で書いて郵送を
申告期間中、申告相談会場は大変混雑します。

国税庁ホームページ（http://www.ntago.jp/）の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、所得税の確定申告書が簡単に作成できます。ここで作成した申告書をカラープリントし、

申告が必要な人は？

以下の所得がある人	以下に該当する人
営業、農業、その他の事業所得	給与のほかに所得があった
家賃、地代などの所得	2か所以上からの給与を受け取った
生命保険契約などに基づく満期及び解約などの所得	所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った
株式等の配当所得（上場株式等の配当等を除く）	公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受ける
土地、建物などの譲渡所得	

※上記以外の所得があった人で申告が必要となる場合もあります。

申告に必要なものは？

申告書（事前に郵送された人は忘れずにお持ちください）
収入金額のわかるもの（源泉徴収票など）
生命保険・損害保険の支払証明書
所得から差し引かれる社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など）の支払金額がわかるもの
配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）
筆記用具・電卓・認め印・昨年の申告書の控え
還付口座（本人名義）の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの（所得税が還付になる場合）

必要書類を添付すれば、そのまま税務署へ提出することができます。確定申告書A様式及びB様式のどちらも利用できますが、分離課税など申告内容によっては利用できない場合があります。

また、市役所では、年末調整を終えて、医療費控除の申告をされる人の確定申告書（還付申告書）の書き方説明会を開催します。詳しくは、

本紙前号15ページをご覧ください。
なお、ご自身で作成した申告書は、郵送でも提出できます。刈谷税務署（〒48・8523 刈谷市若松町1丁目46番地1）へ郵送してください。
※市県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

■タッチパネルのご利用を
市役所に2月16日(水)から3月15日(火)まで（土、日曜日は除く）、音声案内に従い、画面の該当箇所を押すだけで税額が自動計算され申告書が作成できるタッチパネルを設置します。簡単な操作ですのでぜひご利用ください。

利用できる人
給与所得のみの還付申告をする人で、
①医療費控除を受ける人
②中途退職した人
③2か所以上からの給与所得がある人
④年末調整漏れの所得控除がある人

■広域還付申告センター開設
広域還付申告センターでは、コンピュータによる音声案内に従って画面（タッチパネル）に触れるだけで、給与所得者の医療費控除などの還付申告書や、年金所得者の確定申告書が作成できます。また、申告書の交付、受け付けも行います。

とき
2月1日(火)～10日(水)（土・日曜日を除く）午前9時30分～午後5時

確定申告会場が変わります

確定申告会場は、昨年と異なり、刈谷税務署（北部会場）及び碧南市文化会館（南部会場）の2会場です。お近くの会場へお出かけください。



刈谷税務署（北部会場）



碧南市文化会館（南部会場）

確定申告会場	刈谷税務署	碧南市文化会館
開設期間	2月1日(火)～3月15日(火)（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(水)・27日(水)は開設）	2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜日を除く）
開設時間	午前9時～午後5時	午前9時30分～午後4時

出張申告相談会場、市役所相談会場の日程（開設時間 午前9時～正午、午後1時～4時）

月日	会場	対象地区	月日	会場	対象地区
1月27日(水)	二本木公民館	二本木、美園、緑、二本木新	2月8日(火)	西部公民館	高棚、榎前
1月28日(木)	作野公民館	今池、住吉、篠目、井杭山、池浦	2月9日(水)	西部公民館	箕輪、福釜
2月1日(火)	南部公民館	和泉、根崎、石井	2月10日(木)	安祥公民館	上条、西尾、東尾、河野、古井、東新、浜富、東明
2月2日(水)	南部公民館	東端、城ヶ入	2月14日(月)	JA桜井支店	桜井、藤野、堀内
2月3日(木)	北部公民館	橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋、東栄、今本	2月15日(火)	東部公民館	新田、弁天、新明、三別、平貴
2月4日(金)	北部公民館	里、浜屋	2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜日を除く）	市役所大会議室（本庁舎3階）	市内全域
2月7日(月)	JA桜井支店	小川、東、姫小川、野寺、寺領、木戸、藤井			

※市役所では2月15日(火)までは受け付けできませんので、お間違のないようお願いいたします。

①次に該当する人は刈谷税務署または碧南市文化会館へお出かけください。

- 営業等所得、農業所得（お知らせ額の人を除く）、不動産所得がある場合
- 住宅借入金等特別控除を申告する場合
- 土地、家屋、株式等の譲渡所得、先物取引による雑所得がある場合
- 贈与税、相続税、消費税を申告する場合

②出張申告相談会場及び市役所会場で確定申告をする人は、申告書の第2表をご自身で記入していただきます。記入を終えた人から順に番号札を配り、受け付けを行います。